

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から平成元年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から平成元年8月まで
当時、仕事が建設業であったため、昼休みに近くにあった銀行、郵便局などを利用して、毎月、国民年金保険料を納付していた。国に納付しているのにこのようなことになるとは予想していなかったし、国の機関を信用していた。当時一人暮らしだったため、両親か兄弟しか証言してもらえないが、間違いなく納付していた。申立期間が、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、2回、住所を変更しているが、社会保険庁の記録によれば、住所変更は適切に行われており、各市町村で、申立人の国民年金の加入手続きが適正に行われたものと推認できる上、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の保険料を毎月納付したと述べており、A市及びB市においては、昭和62年4月から、C町（現在は、D市）においては、61年8月から、納付方法が毎月納付に切り替わっていることから、申立人の主張に、不自然さは認められない。

さらに、申立人は、その両親と同居していた時から、自分自身の保険料は申立人本人が負担していたとしており、申立人の両親からも同様の証言が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から46年3月まで
② 昭和51年4月から53年3月まで
③ 昭和56年4月から57年7月まで

国民年金制度発足時から、国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していた。時期は定かではないが、A村役場で免除申請の申請をした。免除申請をした期間は5年ぐらいであり、申立期間は国民年金保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及びその妻から聴取しても、納付期間や申請免除期間についての記憶が曖昧であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

一方、申立期間③については、16か月と比較的短期間である上、社会保険庁の記録では、昭和57年度は一部申請免除期間があるにもかかわらず、特殊台帳が存在せず、同年度分についてはすべて納付済みとなっていたことがうかがわれる。

また、申立人夫婦の昭和53年4月以降の国民年金加入期間について、申立人の申立期間③を除いて申立人夫婦はすべて納付済みであることが確認できる上、申立期間③の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、特段、免除申請の手続を行う理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和56年4月から57年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から60年3月まで
毎月、町内の班長が自宅に集金に訪れ、私が国民年金保険料を納付した。昭和59年4月、同年6月及び同年7月の国民年金保険料仮領収書を持っている。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の一部の国民年金保険料仮領収書を所持しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことがうかがわれる。

また、申立人が所持している国民年金保険料仮領収書はA町で実際に使用されていたものか確認はできなかったが、申立期間当時、同町では町内会（自治会婦人会）が国民年金保険料の集金をして仮領収書を発行していたことが確認できた。

さらに、仮領収書に記載されている「記号番号」は、申立人自身の国民年金手帳記号番号と一致していることが確認できる上、納付金額も申立期間当時の国民年金保険料と一致しており、仮領収書の記載内容について不自然さは見当たらない。

加えて、申立人は昭和50年12月から54年6月までの期間は国民年金に任意加入している上、申立人の国民年金と厚生年金保険の切替えも適切に行われていることから、申立人の国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和44年4月から46年3月まで

国民年金制度発足時から、国民年金に加入して、夫が夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。時期は定かではないが、夫のみ、A村役場で免除申請の手続をしたが、私は1度も免除申請をしたことは無く、国民年金保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及びその夫から聴取しても、納付期間や申請免除期間についての記憶が曖昧であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、24か月と比較的短期間である上、申立期間直後の昭和46年4月から47年3月までの期間が、平成20年12月25日に申請免除期間から納付済期間に記録の訂正が行われており、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

さらに、申立人は、昭和39年4月以降の国民年金加入期間について、申立期間②を除いてすべて納付済みであることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳により、納付日が確認できる昭和46年度から49年度までについて納付期限までに納付されていることが確認できた。

加えて、申立人は、時期は定かではないが、「夫婦共に国民年金保険料を納付できないのでどうしたらいいか」と役場に相談した結果、「夫の国民年金保険料を免除申請し、妻（申立人）の国民年金保険料は納付した方がいい」とア

ドバイスを受け、苦しいながらも、申立人自身の国民年金保険料は納付し続けたと述べている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年3月まで
昭和50年ごろに知人に勧められて、夫婦で国民年金に加入した。市役所の窓口でさかのぼって納付できることを聞き、夫と同じように納付した。私のみ国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である。

また、A市の被保険者名簿により、申立人は昭和50年ごろ、その夫と共に国民年金に加入（夫婦連番）していることが確認できることから、同年ごろに知人に勧められて、夫婦で国民年金に加入したとの申立人の主張は基本的に信用でき、同じように納付しようとした意思がうかがえる。

さらに、申立期間について、申立人の夫は過年度納付していることから、その夫が自分の国民年金保険料のみ納付して、申立人の保険料を納付しないことは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間直後の昭和49年4月以降の国民年金加入期間について、大部分が納付済みである上、免除期間の国民年金保険料について追納していることから、申立人は、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成3年6月1日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額(30万円)であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から3年6月1日まで

A社に勤務し、預金通帳のとおり平成3年5月分まで30万円の給与を受け取っていた。資格喪失日を同年6月1日に、標準報酬月額を30万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、離職日は平成3年5月31日になっているとともに、本人が所持する預金通帳の給与の振込金額、2年分の確定申告書の控え、3年分の源泉徴収票の給与金額及び社会保険料控除金額から判断すると、同年5月まで30万円の給与が支払われ、それに見合う厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

しかし、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日及び申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成3年3月31日、申立期間の標準報酬月額は11万8,000円となっていることが確認できるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日及び申立人の資格喪失日に係る処理並びに申立期間の標準報酬月額を当初30万円と記録されていたものを11万8,000円に訂正する処理を、当該事業所が適用事業所ではなくなった日である同年3月31日より後の同年5月7日付けでさかのぼって行われている。

また、社会保険庁の記録では、申立人以外の他の厚生年金保険被保険者5

名についても、申立人と同様の処理が行われているが、商業登記簿謄本によれば、当該事業所の閉鎖日は平成8年6月1日となっていることから、当該事業所が適用事業所でなくなった日である3年3月31日においては、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、このような記録訂正の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記資格喪失及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成3年6月1日であると認められる。また、申立人の2年11月から3年5月までの標準報酬月額については、訂正処理が行われる前の標準報酬月額である30万円に訂正する必要があると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から18年11月1日まで

平成15年10月から16年6月までの標準報酬月額が12万6,000円、同年7月から18年10月までの標準報酬月額が15万円となっているが、当時の給与明細書及び賃金台帳では標準報酬月額が26万円に相当する保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、給与明細書及び賃金台帳から、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時経営が苦しかったため、やむなく平成15年10月の標準報酬月額を12万6,000円、16年7月から18年10月までの標準報酬月額を15万円とする届出を行ったことを認めているほか、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、15年10月から18年10月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月28日から同年3月1日まで

昭和42年1月*日に社内結婚をした。当時、A社B支店で勤務していたが、同社C支店に勤務する夫の居住地に近い同社D支店E営業所に転勤になった。同社B支店の処理間違いで厚生年金保険の資格喪失日が同年2月28日とされたため、資格喪失日を同年3月1日に訂正する届の提出を同支店に連絡していたが、訂正されないままになっている。同支店における資格喪失日を同年3月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和42年2月5日付けでA社B支店から同社D支店E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された昭和42年2月1日の標準報酬月額により、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として

届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付したものを含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料、平成7年1月から同年3月までの期間及び8年3月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 平成7年1月から同年3月まで
③ 平成8年3月

私は、昭和36年2月に結婚し、制度発足時から夫と一緒に国民年金に加入した。亡くなった夫から、私たちは最初から国民年金に加入していると聞いていたし、夫から、同じにしてあると聞いていた。当時は夫が、私の国民年金保険料と併せて二人分支払っていた。また、付加年金に加入してからは、私が国民年金保険料と付加保険料を夫の分と併せて納付していたが、途中で付加保険料の支払いを止めたりはしなかった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年8月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の夫も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、その夫から、さかのぼって納付した期間や金額については聞いた記憶が無いと述べており、その夫が、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

加えて、A市（現在は、B市）の被保険者名簿及び社会保険庁の記録によると、申立期間②及び③については、定額保険料を納付期限経過後に納付していることが確認でき、任意で付加保険料の納付を申し出ている場合は、制度上、

納付期限を過ぎて納付することができないことから、当該期間は付加保険料を納付することができない。

その上、申立期間②については、一緒に納付していたとするその夫についても、定額保険料を納付期限後に納付していることが確認できることから、申立人が、申立期間②及び③において、付加保険料を納付していたとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料、申立期間②及び③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 21 日から 36 年 10 月 21 日まで
昭和 34 年 1 月 24 日にA社に入社した。病気のため会社を休んでいた 35 年 12 月 21 日から 36 年 10 月 21 日までの年金記録が無い。この期間も当該事業所に在籍し、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が昭和 34 年 1 月 24 日から平成 2 年 1 月 20 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に保管されているB健康保険組合の健康保険・厚生年金保険の台帳の記録は、社会保険庁の記録と一致している上、申立人は、申立期間において、病気のため入院し、1 年くらい当該事業所を休業していたと供述しているところ、申立人と同様に病気のため長期間休業していた複数の同僚は、「休んでいた期間のうち一部期間の年金記録が無い」と証言しており、当該同僚の記録は、病気のため休業していた期間の一部が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

また、当該事業所には当該健康保険組合の個人台帳は保管されておらず、申立人の個人台帳の記載内容を確認することができないほか、当該事業所は、当時の休業者及び休職者の取扱いを定めた就業規則等の書類の保管は無いと回答しており、申立ての事実を確認することができない。

さらに、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 6 日から 45 年 9 月 30 日まで
昭和 44 年 10 月 6 日から臨時補充員としてA郵便局に勤務したが、45 年 9 月までの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人の最終勤務地であるB郵便局長発行の在職証明書により、申立人は申立期間においてA郵便局に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A郵便局は平成8年6月から厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、C共済組合Dセンターの年金担当者は、「厚生年金保険の適用については、厚生年金保険法による規定に基づき、郵便局ごとに非常勤職員の被保険者資格を判断し手続を行っていた」と証言しており、A郵便局によれば、同郵便局における臨時補充員の人数は1人ないし2人と少数であると回答していることから、申立期間当時、同郵便局は、適用事業所としての要件を満たしていなかったと考えられる。

さらに、申立期間に係る雇用保険記録を確認することができず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から34年5月1日まで

私は、A社を退職後、B社に勤務した。当時、一緒に勤務していた者の厚生年金保険被保険者記録が見つかり、私だけ記録が無く納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に一緒に働いていた申立人の妻、妹及び同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、申立人が記憶していた同僚の中に、厚生年金保険被保険者記録が確認できない者が複数見られること、及び厚生年金保険被保険者であっても、加入期間と勤務期間が一致しない者が複数見られることから、当該事業所においては、従業員のそのすべての勤務期間において厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、当該事業所は平成15年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっていることから、関連資料及び証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月1日から同年11月1日まで
② 昭和25年5月1日から同年11月1日まで
③ 昭和27年10月1日から28年4月1日まで
④ 昭和32年6月2日から33年1月1日まで
⑤ 昭和33年1月1日から同年7月1日まで
⑥ 昭和33年7月1日から同年11月1日まで

50年も前のことなので、給与明細などの資料も無く、はっきりせず、思い出せることは以下のことだけである。①名前は会社によってはAと記録されているかもしれない。②労災保険に入っていた記憶があり、同僚で亡くなった人が労災保険を受け取った記憶があり、また、胃が悪くなり、1か月休んだ時、傷病手当金を受け取った記憶がある。各炭鉱で勤務していた申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係るB社について、申立人は、「18歳未満は坑内作業は禁止であり、炭鉱の外で雑仕事をしていた」と供述しているところ、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所では18歳未満で厚生年金保険被資格を取得した被保険者は存在しないことを踏まえると、当時18歳未満であった申立人が、当該事業所において厚生年金保険に加入していた事情はうかがえない。

また、申立期間③に係るC社について、申立人が記憶する同僚には申立人と一緒に働いた記憶が無く、当該同僚には当該事業所における厚生年金保険被保険者記録も無いほか、申立人が記憶している女子事務員の名前は申立人の厚生年金保険被保険者記録のあるD社の厚生年金保険被保険者名簿で確認できるものの、C社における同名簿に同僚の記録は無く、記録どおりである旨の同僚の証言がある。

また、申立期間④に係るE社について、申立人が記憶している3名の同僚は既に死亡しており、当該同僚の厚生年金保険被保険者期間はいずれも申立期間

より約4年前の期間となっている上、当時の事業主及び他の同僚は死亡又は連絡先不明により申立人の勤務実態及び保険料控除に係る証言が得られない。また、申立期間において当該事業所で被保険者記録のある複数の同僚からは申立人に関する記憶が無い旨の証言があった。

また、申立期間⑤に係るF社については、申立人が記憶している抗夫長の配偶者の証言により、期間の特定はできないものの、勤務実態の推認はできるが、当時の事業主は死亡しており証言が得られない上、抗夫長と同時期に当該事業所に勤務していた同僚には申立人の記憶は無く、申立人の保険料控除に係る有力な証言は得られない。

また、申立期間⑥に係るG社については、申立期間に厚生年金保険被保険者期間がある同僚は、「当該事業所は小規模炭鉱であり、被保険者名簿にある7名のみが常勤であり、それ以外は短期の応援の作業員であった」と証言しており、当該同僚に申立人の記憶は無いほか、申立人が共に勤務したとする同僚にも当該事業所での厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、申立人が、申立期間①から⑥までに勤務した5事業所の社会保険事務所に保存されている厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無いほか、申立期間④及び⑤以外の申立期間は、事業所が厚生年金保険の適用となる以前の期間となっているなど、申立人の申立期間の記憶は曖昧である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、Aでの記載は無いが、H社に係る同名簿ではI、J社に係る同名簿ではKとなっているほか、J社に係る同名簿では長期療養の給付の表示が確認できる。

さらに、申立人はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 17 日から 35 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 2 月に A 市の B 社 C 支店に入社し、35 年 10 月まで勤務して営業の仕事をした。勤務していた期間は、健康保険と厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は B 社 C 支店に勤務していた当時は、営業として業務に従事していた旨を具体的に供述しているほか、申立人が記憶している上司及び同僚に当該事業所の厚生年金保険被保険者としての記録があることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該上司及び同僚は、「当時 B 社では、営業は正社員ではなく、営業職の給料は 3 か月の見習期間経過後は歩合制となり、一定額以上の売上げが無ければ社会保険に加入させなかった」と証言している。

また、当該事業所を継承する D 社は、「B 社 C 支店は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、同社本社に一括適用になったため、申立内容を確認できる資料は無い」と回答しており、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保有する厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、同名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 1 日から 29 年 2 月 1 日まで
② 昭和 29 年 8 月 25 日から 30 年 3 月 16 日まで

昭和 28 年 8 月から A 社で半年間、建設工事に従事したが、厚生年金保険の加入記録が無い。また、B 社の社長から働いてほしいと言われ、29 年 8 月 25 日から勤務したが、30 年 3 月 16 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。これらの事業所での勤務期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間に厚生年金保険被保険者期間がある複数の同僚は申立人を記憶しておらず、現場で親方が採用した人は、正社員ではなく厚生年金保険に加入させていなかった旨の証言をしている。

また、当該事業所に申立人より先に勤務し、申立人と同様の土木作業に従事していたとされる申立人の父親についても厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険被保険者番号は連番となっており欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る記憶が曖昧であり、上司や同僚の名前を記憶していない上、当該事業所は現存しておらず、事業主及び役員あいまいの所在も不明であることから、申立人の勤務実態や正確な勤務期間について事実を確認することができない。

一方、申立期間②について、B 社において昭和 29 年 4 月 1 日に資格取得した同僚は、「申立人が入社したのは、自分より 1 年か 2 年後で、昭和 29 年 10 月 1 日に資格取得した 2 名より後の入社である」と証言している。

また、当該事業所は現存しておらず、当時の事業主及び役員あいまいの所在も不明であるため、証言を得ることができないことから、申立てに係る事実を確認する

ことができない。

さらに、両申立期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年ごろから28年ごろまで
② 昭和29年ごろから36年ごろまで

勤務期間や厚生年金保険に加入していた証拠は何も無いが、昭和27年ごろから36年ごろまで、A社、B社、C社、D社に勤務した記憶があるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、高校卒業後、農閑期にA社、B社、C社及びD社に勤務したと申し立てているが、社会保険事務所の記録によれば、B社については、農閑期の昭和28年12月1日から29年3月24日まで厚生年金保険の加入期間を確認することができる。

しかし、A社は社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用でなくなった日は不明であるが、昭和25年10月10日に資格喪失している者が最後の被保険者とみられることから、申立期間前の同日が厚生年金保険の適用が無くなった日と推測される。

また、C社に勤務していた複数の同僚に確認したところ、申立人の記憶が無い上、昭和41年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であるため、証言等が得られず、勤務実態について確認することができない。

さらに、D社については、申立期間前の昭和20年9月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。しかし、24年12月8日に厚生年金保険の適用事業所になったE社に勤務していた者から、「申立人はE社に勤務していた」との証言がある一方、この者は、「事業主は、炭鉱内に入っている者以外は、厚生年金保険の加入の手続きをしていないと話していた」とも証言しており、申立人は運転助手をしていたと証言していることから、厚生年金保険に加入していなかったものと推測される。なお、E社は41年1月11日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であるため、証言等が得られず、確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社、C社、D社及びE社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。